

老 発 0715 第 4 号
保 発 0715 第 3 号
障 発 0715 第 9 号
こ 支 障 第 201 号
令和 8 年 7 月 15 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

国民健康保険団体連合会規約例の一部改正について

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 27 号）による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「新介護保険法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「新障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「新児童福祉法」という。）が令和 8 年 6 月 3 日から施行され、介護・障害福祉人材の確保を目的とした補助金の交付に関する事務を都道府県から国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができることとなった。

これに伴い、国民健康保険団体連合会規約例（昭和 34 年保発第 6 号厚生省保険局長通知）を下記のとおり改正することとしたので、その旨御了知の上、貴管内の連合会及び保険者への周知等に御配慮願いたい。

記

1. 国民健康保険団体連合会規約例の一部改正

新介護保険法、新障害者総合支援法及び新児童福祉法が令和 8 年 6 月 3 日に施行され、新たに連合会は、新介護保険法第 115 条の 50 第 2 項、新障害者総合支援法第 78 条の 2 第 2 項及び新児童福祉法第 33 条の 22 の 2 の規定に基づき都道府県から委託された、補助金の交付に関する事務を行うこととなる。

これに伴い、国民健康保険団体連合会規約例（昭和 34 年保発第 6 号厚生省保険局長通知）について、別紙のとおり、所要の改正を行うものとする。

2. 施行期日

本通知の発出日から施行する。

【別紙】

○ 国民健康保険団体連合会規約例（昭和 34 年保発第 6 号厚生省保険局長通知）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（事業） 第六条 （略） 2・3 （略） 4 この連合会は、前三項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。 一～三 （略） <u>三の二 介護保険法第一百七十六条第一項第四号の規定により都道府県が委託する補助金の交付に関する事務</u> 四～六 （略） 5 この連合会は、前四項に定める事業のほか、次に掲げる事業を行う。 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の二の規定による介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付（以下「障害介護給付費」という。）の審査及び支払に関する事務<u>並びに都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務</u> 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の	（事業） 第六条 （略） 2・3 （略） 4 この連合会は、前三項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。 一～三 （略） （新設） 四～六 （略） 5 この連合会は、前四項に定める事業のほか、次に掲げる事業を行う。 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の二の規定による介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付（以下「障害介護給付費」という。）の審査及び支払に関する事務 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の

五の二の規定による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付（以下「障害児給付費」という。）の審査及び支払に関する事務並びに都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務

6～7 （略）

五の二の規定による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付（以下「障害児給付費」という。）の審査及び支払に関する事務

6～7 （略）